

平成28年2月29日

福島県議会議長 杉山 純一 様

福島県議会政務活動費検討会

会長 小桧山 善継

平成27年度政務活動費検討会報告書について（報告）

平成27年10月6日の議長報告以降、これまで本検討会で検討した結果について、下記のとおり報告します。

記

1 検討経緯

- (1) 政務活動費の交付額について、平成28年3月31日で減額期間が終了するため、平成28年4月1日以降の取扱いについて検討を行い、取りまとめた。
- (2) 政務活動費の更なる透明性を確保するため、「人件費の確認方法」及び「インターネット公開」の具体的取扱いについて、平成27年12月14日から5回にわたり協議をし、取りまとめた。

2 検討結果

(1) 政務活動費の交付額について

① 交付額

政務活動費の交付に関する条例第3条に規定する月額35万円を月額30万円とする。

② 減額する期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日とする。

③ 減額する理由

本県の厳しい財政状況に鑑み、減額措置を継続することが適当である。

(2) 政務活動費の透明性の確保について

① 人件費の確認方法について

ア 雇用関係について

ア) 議員は、政務活動補助業務に従事する職員を雇用する場合、雇用契約書や雇用通知書等、雇用関係を明確にする書類の写しを、会派の代表に提出することとする。

イ) 会派の代表は、雇用関係を明確にする書類の閲覧請求があった場合には、個人情報等に係る部分を除き、閲覧に供するものとする。

イ 勤務実績について

会派又は議員は、雇用した職員の勤務状況について、勤務実績表や出勤簿等、その実績が分かる書類を作成し、保管することとする。

② インターネットによる公開について

議会ホームページに、現在の公開内容（条例、規程、政務活動費の手引き及び会派別・経費項目別執行額等）に加え、会派が議長に提出する「政務活動費収支報告書」（条例第9条関係）を掲載する。

③ 適用時期について

ア 人件費の確認方法については、平成28年度交付分から適用する。

イ インターネットによる公開については、平成28年度掲載分（平成27年度交付分）から適用する。

3 「政務活動費の手引き」の一部改正等について

上記の検討結果に基づき、「政務活動費の手引き」及び「証拠書類等の作成例」について、所要の改正を行う。